

大沢香取神社の二之鳥居にある「天満宮」の扁額の謎

秦野 秀明

はじめに

越谷市大沢三十三―三十八に鎮座する香取神社の参道には、合計三基の鳥居が立つ。当神社の本殿は南南東を向くため、参道入口は本殿の南南東にあり、その参道入口に立つのが昭和六十年（一九八五）十一月に再建された石造の明神鳥居である一之鳥居である。昭和五十四年（一九七九）に発行された『越谷ふるさと散歩(上)』では、「入口に文化三年（一八〇六）建立による石の鳥居がある」との記述がある(1)。

次に立つのが文政六年（一八二三）に建立された石造の明神鳥居である二之鳥居で、「天満宮」の扁額が掲げられているが、何故、「天満宮」の扁額が掲げられているのかは不明である。

そのすぐ奥に立つのが文化三年（一八〇六）に建立された石造の明神鳥居である三之鳥居で、左右の台石に願主を含む二十八名の奉納者の名が刻まれている。

今回、香取神社の二之鳥居には何故、「天満宮」の扁額が掲げられているのかを検証する。

一 敷石供養塔と二之鳥居・三之鳥居

香取神社の境内には、合計二基の「敷石供養塔」が立つ。参道入口付近で、拝殿に向かって左側の参道沿いに東北東向きで立つのが、文化八年（一八一）建立の「敷石供養塔」であり、三之鳥居を過ぎた付近で、拝殿に向かって左側の参道沿いに東北東向きで立つのが、文化十一年（一八一四）建立の「敷石供養塔」である。

文化八年（一八一）建立の「敷石供養塔」の正面には、「従是二之鳥居迄」の銘文が刻まれ、文化十一年（一八一四）建立の「敷石供養塔」の右側面には、「従拝殿二之鳥居迄」の銘文が刻まれている(2)。

現在、香取神社の参道には合計三基の鳥居が立つが、これら合計二基の「敷石供養塔」のそれぞれの銘文には「二之鳥居」と刻まれているので、少なくとも文化十一年（一八一四）までは、二之鳥居までしか存在しなかったことが判明する。

問題は、二之鳥居の建立が文政六年（一八二三）であることである。二之鳥居の建立年は、二之鳥居の東北東側の北北西面の柱に、「文政六癸未年 九月吉日」と銘文が刻まれているので、建立年に間違いはない。三之鳥居の建立年についても、三之鳥居の東北東側の北北西面の柱に、「維甞文化三丙寅年四月吉祥日」と銘文が刻まれているので、建立年に間違いはない。

つまり、二基の「敷石供養塔」と二之鳥居、三之鳥居の銘文より判明することは、現在の三之鳥居が「元」の二之鳥居であり、文化十一年（一八一四）以降に、文政六年（一八二三）に建立された「現在」の二之鳥居が、一之鳥居と「元」の二之鳥居である三之鳥居の間に、割り込んで立てられたということである。

では、「天満宮」の扁額が掲げられた文政六年（一八二三）建立の鳥居は、

①「どこから」、②「いつ」、香取神社へ運ばれてきたのであろうか。

それを解く鍵は、鳥居に掲げられた「天満宮」の扁額と、鳥居の西南西側の北北西面の柱に刻まれた「大澤驛 中組」の銘文である。

二 大沢町天神社(天神(之)宮または天満宮)

文化七年（一八一〇）起稿、文政十三年（一八三〇）完成の、『新編武蔵風土記稿』巻之二百三 埼玉郡之五 岩槻領 の項には、大沢町の寺院として照光院が記載され、その中に「天神社」の記載がある。

天神社 本地佛十一面観音を安ず、

土人鉦作の尊像と云う(3)
(太字筆者)

また、文化年間(一八〇四〜一八一八)から文政五年(一八二二)に至る間に、大沢町本陣当主の福井権右衛門猷貞が著した『大沢猫の爪』には、「天神宮」の記載がある。

一真言宗照光院ハ三宮村一乘院門徒成しを、安永始方
法流開基門末色衣地ニ成、正保年中迄ハ浅間池上袴
摺ニ在住、其後今之所へ境内移申候由、境内之**天神**
宮其節ヨリ小祠ニ而有之百姓三郎兵衛先祖之者神像一
体奉納いたし宮居ニ成申候由、天和二戌十二月西新
方之内大沢町田口彦四郎奉納之石手水鉢一基有之、
田口彦四郎ハ浅間道角屋敷之地主也(4)
(太字・カタカナ筆者)

さらに、天保十一年(一八四〇)に、大沢町名主の江沢太郎兵衛昭融(掬月亭子朗)が著した『大沢町古馬宮』には、「天神之宮」の記載がある。

廿四 ○正光院梅花山

無量寺

一正光院ハ岩槻領三ノ宮村新義真言宗稻荷山阿弥陀寺
一乘院末、当院開基之義、貞享二五年十二月書上帳
ニも起立不分とあり、本寺岩付領三ノ宮村一乘院門
徒与(と)あり、寛永六巳年御検地ニハ寺中老反五畝拾四
歩御繩除地とあり、元禄八亥御検地ニハ境内八反八
畝廿七步下畑老反式畝拾八步与(と)あり、
附り享保十一年午十月、寺社境内除地反別書上ニ

山号無之与(と)あり、境内之内**天神之宮**老間ニ老間宮、
老間ニ九尺幣殿、三間九尺拝殿与(と)あり、同断阿弥
陀堂式間式間とあり、古来ヨリ正光院境内ニ有来り
堂守差置候旨書記有之候

一本尊不動尊 座像丈老尺五寸 但作不分、
一両大師 同 丈老尺
文化七午年十二月廿七日、無院中類焼致し申候、日
光御門主様当町御休泊之節本陣故障之節御小休有之
候、旧例御泊館ニハ不相成候、右午年之火事ハ自火
ニて本堂客間違棚の上袋戸棚ヨリ出火スといふ、其節
留守居大円坊与(と)いふ(5)
(太字・カタカナ・振り仮名筆者)

『大沢町古馬宮』には、その他に「天神の古松」と「鳥居」に関する記載と、「天満宮」に由来する「いろは組」の記載がある。

三十三 ○天神の古松

一中宿**天神**之社前ニ大木の松あり、鳥居の前より往還
の方へはい出し、境板橋より能見へて町の景色甚よ
かりしが、天保四巳年八月朔日の嵐ニ吹倒し枯木と
なりぬ、今の松は社内奥の方ニありしを町内の者打
よりて、天保十一子年中己前之松の樹の跡へ移しぬ、
よく己前の松ニ相似たり(6)
(太字・カタカナ筆者)

五十五 ○いろは組

一今中組の事を享和の頃までいろいろは組と唱ふ、尤中
組ともいふよし、町内火事場てうちん、自身番小頭
役の者手てうちん、若者共の印杯ニいろは組与(と)唱ひ
候印を付し也と云、是ハ**天満宮**ありし故かく名付しや(7)

(太字・カタカナ・振り仮名・改行筆者)

江戸時代の大沢町を描いた絵図として、宝暦元年(一七五二)に、盛岡藩士清水秋全が著した『奥州道中 増補行程記』(8)や、文化三年(一八〇六)に、江戸幕府道中奉行が完成させた『日光道中分間延絵図』(9)があるが、それぞれ文政六年(一八二三)以前の完成のため、「天満宮」の扁額が掲げられた文政六年(一八二三)建立の鳥居は描かれていない。

それでも、『奥州道中 増補行程記』(8)の大沢町近辺の絵図には、日光道中の街道筋より少し奥へ入った所に、恐らく木製と推測される朱塗りの鳥居が描かれ、『日光道中分間延絵図』(9)にも、同じような構図で、朱塗りの鳥居が描かれている。

以上五点の史料と二点の絵図より、「天満宮」の扁額が掲げられた文政六年(一八二三)建立の鳥居は、大沢町(駅)の中組(いろは組)にある照光院(正光院)境内に存在した天神社(天神(之)宮または天満宮)のものであったことが推測できる。

三 「天満宮」の扁額は文政十一年(一八二八)製なのか

本論から少し離れるが、『大沢町古馬宮』には、「天満宮」の扁額が作製された経緯と日時に関する記載もある。

十七 ○天満宮

一天満宮ハ往古より勸請ありて年暦不相分、筑紫太宰府匏作の御直作と申伝ふ、座像丈耆尺五分、台とも耆尺五寸、本地八十一面観音也、宮本社九尺二七尺、拝殿九尺二三間なり

享保廿一年辰正月十三日、御高家前田信濃守様(10)

蒙台命日光山へ首途之時、天満宮の花表を拝し御通行、

其夜御旅宿にて蒙靈夢、よつて一首の和歌を

額面ニ御したため奉納なり、

きて見れば ここも北野之神垣や

軒端に近く咲る梅かえ 侍従菅賢長

かく御したためありて今ニ其額面あり、其御結縁

ニよりて、文政十一子年八月中、中組大こくや

弥兵衛与(と)云者発願ニて、御当代の前田公(11)

へ相願鳥居の額面の文字を願ふ、御聞濟ありて

一支之御ものいみニて御したため下され候〔後略〕(12)

(太字・カタカナ・振り仮名・改行筆者)

この天満宮の「鳥居の額面の文字」に関する記載によれば、現在の香取神社の二之鳥居である文政六年(一八二三)建立の鳥居に掲げられている「天満宮」の扁額が、文政十一年(一八二八)八月中に、中組大こくや弥兵衛の発願で、高家前田信濃守長繁(ながあきら)(11)の文字を基に作製された扁額である可能性もあったが、扁額の裏面の銘文の判明(13)により、それは否定された。

四 高低測量凡(き)号凡(き)号水準点

明治九年(一八七六)七月二十七日の「内務省布達」は、次のようなものがある。

○甲第二十八號(七月二十七日輪廓附)

當省地理寮於テ高低測量ノ際自今海面ヨリノ高低ヲ表スル記號別紙第一圖式ノ通沿路適宜ノ地ニ於テ在來ノ不朽物ニ彫刻シ又ハ第二圖石柱建設永存ノ筈ニ候條為心得此旨布達候事(14)

その内容の要旨は、当時の内務省地理寮が高低測量(水準測量)をする際に、(図1)のような漢字の「不」に似た「凡号」を、「凡号式」

として在来の不朽物(石柱、欄干、台石、石碑、華表(鳥居)、石崖など)に彫刻したり、「石標式」として「几号」の刻まれた石柱を建設せよという行政命令である。

また、「内務省第一回年報」には、明治八年(一八七五)四月より、御備イギリス人を主任技師として、「関八州大三角測量」の事業が始まった旨の記載があり(15)、「内務省第二回年報」には、その測量を実施するに当たり、「下野国(栃木県)那須西原」に設けられた「底線」の位置に標高を与えるために、明治九年(一八七六)八月より東京塩竈間の高低測量(水準測量)を行った旨の記載がある(16)。

さらに、「内務省地理局第四回年報」では、明治十一年(一八七八)六月に、「関八州大三角測量」の事業は、「全国三角測量」として発展し、「下野国(栃木県)奈須西原」に、「基線」の測定を行った旨の記載がある(17)。

「内務省地理局雑報第十四号六月」には、「高距第貳報 従東京至陸前塩竈」という表題があり、概ね奥州道中に沿って東京塩竈間の高低測量(水準測量)が行なわれた中で、東京都の「靈巖島水位標平均潮」を零メートルとして、一標目の「同所几号石」より、六十四標目の栃木県の「寄居村兩國界標石崖」までの、「高低測量几号(几号水準点)」の位置の記載がある(18)。

その記載された位置の中で、十五標目に記載されているのが、埼玉県の「大澤町字天神前管社華表」である。現在この「高低測量几(き)号(几号水準点)」は、大沢町の香取神社の二之鳥居である「天満宮」の扁額が掲げられた文政六年(一八二二)建立の鳥居の西南西側の北北西面の台石に、しっかりと刻まれて残存している。

故に、「高低測量几号(几号水準点)」が刻まれて残存している「天満宮」の扁額が掲げられた文政六年(一八二二)建立の鳥居は、大沢町(駅)の中組(いろは組)にある照光院(正光院)境内に存在した天神社(天神(之)宮または天満宮)の鳥居として、日光道中(奥州道中)沿いにあったことが判明する。

香取神社の鎮座する位置は、江戸時代より現在に至るまで、日光

道中(奥州道中)より東北東へ少し離れた場所にあり続けた。香取神社は、「内務省地理局雑報第十四号六月」(18)に記載された大澤町字天神前管社とは別の神社である。

五 鳥居はいつ移転されたのか

東京塩竈間の高低測量(水準測量)が行われたのは、明治九年(一八七六)八月より翌年の明治十年(一八七七)までの一年間である。したがって、明治九年(一八七六)八月より翌年頃にはまだ、日光道中(奥州道中)沿いに天神社(天神(之)宮または天満宮)の鳥居として、「天満宮」の扁額が掲げられた文政六年(一八二二)建立の鳥居は存在し、その台石に「高低測量几号(几号水準点)」が刻まれたことが判明する。

『南埼玉郡神社明細帳』(19)によれば、照光院(正光院)境内に存在した天神社(天神(之)宮または天満宮)の御祭神は、明治四十四年(一九一)七月四日に香取神社に合祀されている。

その事実と併せて、「天満宮」の扁額が掲げられた文政六年(一八二二)建立の鳥居自体に、香取神社の二之鳥居として移転された時期を判明させる鍵がある。

鳥居の西南西側の北北西面の柱には、「奉獻 大澤驛 中組」の銘文が刻まれているが、この裏側つまり鳥居の西南西側の南南東面の柱には、次のような銘文が刻まれている。

大正二年一月一日 東京市日本區(区)新□□町(20)

移轉(転)寄附 吉岡伊三郎(21)

この銘文こそが、「天満宮」の扁額が掲げられた文政六年(一八二二)建立の鳥居が、香取神社の二之鳥居として移転された記念として刻まれたものであったことが判明する。

それは、明治四十四年(一九一)七月四日に、照光院(正光院)境

内に存在した天神社(天神(之)宮または天満宮)の御祭神が香取神社に合祀されてから、一年半後の大正二年(一九一三)一月一日のことであったのである。

おわりに

以上、香取神社の二之鳥居には何故、「天満宮」の扁額が掲げられているのかを出発点として、①「どこから」、②「いつ」、香取神社へ運ばれてきたのかを判明させることができた。

しかし、香取神社の二之鳥居の額束に、「天満宮」の扁額が掲げられている面(南南東と、「高低測量凡号(凡号水準点)」の刻まれた台石の面(北北西)が異なる(正反対)など、まだ全ての謎が解明されたようには思えない。今後も調査を継続する予定である。

最後に、今回の検証の結果として、以前より研究者に見えられていた「大澤町字天神前管社華表」の「高低測量凡号(凡号水準点)」が、何故香取神社に存在しているのかという謎も同時に判明させることができた。

そして何より、「高低測量凡号(凡号水準点)」の存在は、測量史上の貴重な歴史遺産であり、今後の更なる保存とその歴史的意義を周知させることを関係者各位に希望したい。

追記

本稿で引用した『大沢猫の爪』には、「天神宮」の記載があり、部分的に再引用する。

天和二戌十二月西新方之内大沢町田口彦四郎

奉納之石手水鉢一基有之(4)

(太字・改行筆者)

今回の調査の過程で、香取神社にある寛政三年(一七九二)に奉納された「石手水鉢」の北北西のすぐ近くに、忘れられたかのように置かれている「石手水鉢」が、天和二年(二六八二)十二月に、大沢町の田口彦四郎により天神宮に奉納された「石手水鉢」であることが判明した。

この「石手水鉢」が、いつ天神宮より香取神社に移転されたのかは不明である。

註

(1) 越谷市史編さん室／編『越谷ふるさと散歩(上)』、越谷市役所市史編さん室、一九七九、一七頁

(2) 加藤幸一「平成十三年度 旧大沢町・越ヶ谷町の石仏」(越谷市立図書館蔵)、二〇〇一、五・六頁

(3) 『新編武蔵風土記稿』卷之二百三 埼玉郡之五 岩槻領

(復刻版 蘆田伊人／編『新編武蔵風土記稿』第十卷、雄山閣、一九六三、一四八・一四九頁)

(4) 福井猷貞『大沢猫の爪』『越谷市史』第四卷 史料二、一九七二、八九頁

(5) 江沢昭融『大沢町古馬宮』『越谷市史』第四卷 史料二、一九七二、一三八・一三九頁

(6) 江沢、前掲書、一九七二、一四三頁

(7) 江沢、前掲書、一九七二、一四八頁

(8) 清水秋全『奥州道中 増補行程記』(復刻版 細井計／編『増補行程記(新南部叢書特装版)』、東洋書院、一九九二)

(9) 『日光道中分間延絵図』第一卷 (復刻版 『日光道中分間延絵図』第一卷、東京美術、一九八六)

(10) 前田信濃守長泰(まえだながやす) 高家前田家第一代当主。(元禄三年(一六九〇)〜宝暦十三(一七六三)十月三日)。

フリー百科事典『ウィキペディア Wikipedia』
[http://ja.wikipedia.org/wiki/\(2010.02.28入手\)](http://ja.wikipedia.org/wiki/(2010.02.28入手))

- (11) 前田信濃守長榮(まえだながあきら) 高家前田家第五代当主。
(生年不詳) 天保二年(一八三二)十二月十八日。

フリー百科事典『ウィキペディア Wikipedia』
[http://ja.wikipedia.org/wiki/\(2010.02.28入手\)](http://ja.wikipedia.org/wiki/(2010.02.28入手))

- (12) 江沢、前掲書、一九七二、一三七頁
(13) 「天満宮」扁額の裏面の銘文
奉掛施主中安全祈所
享保十五庚戌二月吉日

武州埼玉郡新方領大沢町
別當照光院住
法印観蓮

- (14) 「内務省布達 甲第二十八號(七月二十七日輪廓附)」
(復刻版 内閣官報局／編『法令全書』第九卷ノ一

明治九年、原書房、一九七五、四七二頁)

- (15) 「内務省第一回年報 四」(復刻版 大日方純夫／「ほか」編
『内務省年報・報告書』第二卷、三一書房、
一九八三、四三三―四三六頁)

- (16) 「内務省第二回年報 三」(復刻版 大日方純夫／「ほか」編
『内務省年報・報告書』第四卷、三一書房、
一九八三、七四・七五頁)

- (17) 「内務卿第四回年報附録 二」(復刻版 大日方純夫／
「ほか」編『内務省年報・報告書』第六卷、三一書房、
一九八三、三〇六―三一三頁)

- (18) 「内務省地理局雜報第十四号六月」(復刻版 内務省地理局
編纂物刊行会／編『内務省地理局編纂善本叢書』一四、
ゆまに書房、一九八五、五三九―五四五頁)

- (19) 『南埼玉郡神社明細帳(乙)』(埼玉県立文書館蔵)、
一八九・一九〇頁

- (20) 不明の部分(□□)は、特に磨耗している。筆者は、
東京□日本橋□□□□□□

としか解読できなかったが、「NPO法人越谷市郷土研究会」の
加藤幸一氏により、

東京市日本橋區(区)新□□町
と解読された。

大正二年一月一日当時の東京市日本橋区には、新□□町とい
う町名は、次のように存在した。

新右衛門町 新永代町 新乗物町 新大坂町 新柳町
新和泉町 新葭町 新材木町
である。

この内、「新」と「町」の間が「ニ文字」の町名は、
新永代町 新乗物町 新大坂町 新和泉町 新材木町
である。

以上のような消去法で、五種類の町名にまで絞り込むことが
できた。

- (21) 「移轉(転)寄附」という本稿で重要な内容を含む銘文も、前記
の加藤氏により解読された。この場を借りて謝辞を述べたい。

○甲第二十八號 (百二十七輪廓附)
當省地理院於高低測量之際自今海面ヨリノ高低ヲ表スル記號別紙第一圖式ノ通沿路適宜ノ地ニ
於テ在來ノ不朽物ニ彫刻シ又ハ第二圖石柱建設永存ノ管ニ候條爲心得此旨布達候事
(別紙)

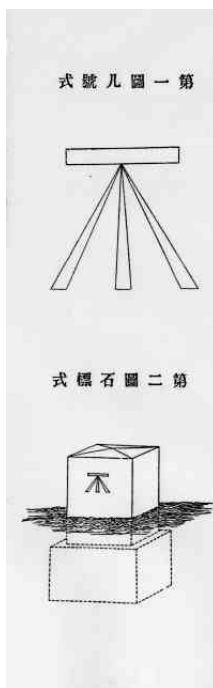


図 1

復刻版 内閣官報局／編『法令全書』第九卷ノ一 明治九年、
原書房、一九七五、四七二頁 より転載



香取神社
二之鳥居・三之鳥居
(南南東より望む)



二之鳥居・「天満宮」の扁額
(南南東より望む)



「高低測量几(き)号(几(き)号水準点)」
(北北西より望む)



「高低測量几(き)号(几(き)号水準点)」
(北北西より望む)